

2013年3月

情報要請

料金規制

コメント募集期限:2013年5月30日

情報要請

料金規制

2013年3月

国際会計基準審議会が公表

コメント期限：2013年5月30日

REQUEST FOR INFORMATION: RATE REGULATION

Request for Information *Rate Regulation* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as amendments to Standards. Comments on the Request for Information need to be received by **30 May 2013** and should be submitted in writing to the address below or electronically via our website www.ifrs.org using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Confidentiality requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence. **Disclaimer:** The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts, and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

Copyright © 2013 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-907877-86-5

All right reserved: Copies of the Request for Information may only be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB provided that such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated; and each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in any form either in whole or in part or be any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing form the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the Request for Information contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation is a **not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA** and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

目 次

	開始ページ
イントロダクション	4
料金規制事業プロジェクトの背景	5
料金規制	5
ガイダンスについての要望	5
ディスカッション・ペーパーを作成しようとしている理由	6
情報要請	7

イントロダクション

この情報要請の目的上、料金規制とは、サービス又は製品について顧客に課すことのできる価格の設定に対する統制を料金規制機関が課す仕組みをいう。料金規制は多くの料金規制対象企業の収益の時期及び金額に広範で重大な影響を有する。法域によっては、国内 GAAP で企業が料金規制の一部の側面の影響を料金規制対象企業の財務諸表において認識することを許容又は要求している。IFRS にはそれに相当する具体的なガイダンスがない。

2009年7月に、IASB は公開草案「料金規制事業」（「2009年 ED」）を公表した。これは特定の種類の料金規制スキーム（サービス原価スキーム）に焦点を当てたものであった。2009年 ED に対するコメント提出者は、料金規制の影響を財務諸表に反映するとした場合の方法についてさまざまな見解を示した。それらのコメント提出者は、多くの種類の料金規制があることを強調した。彼らは、プロジェクトの範囲を拡大して、会計処理ガイダンスの開発の出発点となり得る共通の特性を識別するために、もっと多様な料金規制を検討することを提案した。その時点では合意に至ることができず、プロジェクトは2010年9月に中断された。

3年ごとのアジェンダ協議から得たフィードバックを踏まえて、IASB は料金規制事業プロジェクトを再開することを決定した。次のことを識別してより明確に説明するディスカッション・ペーパーを作成することを目指している。

- (a) 料金規制の共通の特徴
- (b) こうした共通の特徴が、IFRS 財務諸表において認識すべき料金規制対象企業にとっての経済的資源又は当該企業に対する請求権を創出するのかどうか
- (c) 料金規制の影響についての IFRS 財務諸表の利用者にとって最も有用な情報

このディスカッション・ペーパーを作成するプロセスの初期のステップの1つは、利害関係者がプロジェクトの範囲に含まれるべきだと考える料金規制スキームの範囲を特定することである。この情報要請（RFI）はこのプロセスに役立つものとなる。

現段階では、料金規制の特徴が IFRS 財務諸表において認識できる又は認識すべき資産及び負債を創出するののどうかに関する意見は求めている。我々が求めているのは、作業の基礎とすべき事実に基づく証拠と実例を提供するために、現在実施されている料金規制の種類のハイレベルの概観である。具体的な提案に対する意見の募集は、後の段階で行う。

この公開協議には、IFRS コミュニティーのすべての人々が情報を提供することができ、それが料金規制についての IASB の検討の際に使用されることになる。このプロセスは完全に開かれたものであり、受け取った回答はすべて IASB のウェブサイト上で公表することになる。また、この RFI から得た情報を、重要な料金規制スキームの一般に利用可能な記述に関するインタビューや調査により補完することを図る予定である。

料金規制事業プロジェクトの背景

IASB は、料金規制の共通の特性を識別して料金規制により生じる具体的な権利及び義務の分析に役立てるための調査研究に着手している。この PFI のプロセスを通じて収集した情報を使用して、ディスカッション・ペーパーの範囲の決定に役立てる予定である。これは、料金規制の影響に関するどの情報が IFRS 財務諸表の利用者にとって最も有用となるのかや料金規制の影響の会計処理についての具体的なガイダンスを開発すべきかどうかの検討に役立つことにもなる。

料金規制

企業が不可欠な財又はサービスを提供するために賦課することのできる価格（料率）を制約する有効な競争がない場合には、その結果としての独占的又は支配的な市場での地位により当該企業が過大な市場支配力を得る。こうした場合、政府が料金規制を課す場合がある。これは通常、公的機関（料金規制機関）を設置して、それに特定の企業又は特定の区分の企業（例えば、電力配給会社や公的な運輸サービスの提供者）の料率を制限する権限を与えることにより行われる。

料金規制の最も一般的なハイレベルの目的は、「公正で合理的な」料率の設定である。すなわち、料金規制対象企業と当該企業の顧客の双方の利害のバランスを取る料率である。料金規制が構成される方法（すなわち、料金設定の仕組み）は、料金規制のさらに詳細な目的を反映することになるが、その目的はさまざまである。例えば、一部の料金規制スキームの目的は、料金規制対象企業が「算入可能な」コストに当該コストに係る合理的なリターンを加えたものを回収できるようにすることに焦点を当てている。他方、料金規制スキームの中には、料金規制対象企業が効率を最大限にしてコストを削減し、それにより料金規制の対象となる財又はサービスの最終需要者に課される価格を低減させることを促すものもある。

また、料金規制の仕組みが、料金規制対象企業又はその顧客の行動に影響を与え、それにより供給又は需要の水準に影響を与えることを図るという目的を反映している場合もある。例えば、料金規制機関は、料金設定の仕組みの設計を、料金規制対象企業が供給能力又は信頼性を高めるためにインフラストラクチャーに投資することを促すように行う場合もある。あるいは、料金規制当局は、需要を抑制したいと考えて、顧客に課される価格を高くすることもある。料金設定の仕組みの背後にある目的を理解することは、料金規制スキームの性質及びそれが創出する権利と義務を分析する際の重要な要因である。

ガイダンスの要望

IASB と国際財務報告基準 (IFRS) 解釈指針委員会 (解釈指針委員会) には、料金規制対象企業が IFRS 財務諸表において「規制上の繰延 (又は差異) 勘定」(これは「規制資産」及び「規制負債」と呼ばれることが多い) の残高を認識することができるか、又は認識すべきかどうかに関するガイダンスを求める要望が寄せられてきた。一部の種類の料金規制スキームでは、これらの規制上の繰延勘定の残高は、さまざまなコスト (又は収益) の認識の時期が IFRS 財務報告目的と料金設定の仕組みとで相違していることから生じる。

2005 年 6 月に、解釈指針委員会は、米国財務会計基準審議会 (FASB) の SFAS 71 「特定の種類の規

制の影響の会計処理」¹における要求事項に関する要望を受けた。要望提出者は、企業が IFRS 財務諸表において規制資産を認識することができるかどうかを質問した。これは、IFRS に具体的なガイダンスがない場合に会計方針を設定する際の IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積り及び誤謬」の第 10 項から第 12 項におけるヒエラルキーに従って SFAS 71 を適用して規制資産を認識するという考えによるものである。

解釈指針委員会は、SFAS 71 の要求事項は IFRS の要求事項を示唆するものではないと結論を下した。SFAS 71 を適用すると、規制上の繰延（又は差異）勘定の残高を、当該残高が関連する基準における認識要件を満たさない一部の場合において、資産又は負債として認識する結果となってしまうからである。したがって、解釈指針委員会は、IFRS を適用する企業は、規制資産の認識を、それが現行の IFRS に従って資産として認識するための要件を満たす範囲でのみ行うべきだと結論を下した。

さらに他にも要望があったことから、IASB は本プロジェクトを 2008 年に技術的アジェンダに追加し、2009 年 ED を公表することとなった。2009 年 ED のコメント期間は 2009 年 11 月 20 日に終了し、156 通のコメントレターが寄せられた。IASB はその時点では合意に至ることができず、プロジェクトは 2010 年 9 月に中断された。

ディスカッション・ペーパーを作成しようとしている理由

2009 年 ED は、規制上の繰延（又は差異）勘定の残高を特定の状況において認識すべきだという前提から出発している。これについての論拠を説明しているが、それは厳格な原価に基づく料金設定の仕組みに焦点を当てていた。それは、発生したコストと賦課して顧客から徴収する料金との間の予測可能で明確に識別可能な原因となる影響を有するものである。しかし、寄せられた回答は、これが正しい出発点なのかどうかについて、より根本的な議論が必要であることを示唆していた。特に、多くの回答が、提案されたアプローチの背後にある原則を疑問視し、むしろ提案は規則主義であり狭い範囲の状況にしか適用できないと指摘した。

IASB はディスカッション・ペーパーを作成することを決定したが、それは、料金規制の特徴をさらに分析して、より基本的なレベルで、権利及び義務を創出する共通の特性を識別するためである。そうすれば、IASB は、そうした権利及び義務が IFRS の「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を満たすかどうかを検討することができる。それらが定義を満たさない場合には、IASB は最善の方策を検討し、当該権利及び義務に関する情報の開示を要求すべきかどうかを検討することができる。また、2009 年 ED に対する一部のコメント提出者は、一部の項目はたとえ資産及び負債の定義を満たさなくても財政状態計算書に認識すべきだと提案した。

現在、IASB は「概念フレームワーク」に関するディスカッション・ペーパーを作成しており、これには資産及び負債の定義の再検討が含まれている。この RFI やさまざまな料金規制スキームの特性に関する他の調査で識別した事実パターンは、資産及び負債の現行の定義に照らして検討され、また、概念フレームワークのプロジェクトで検討中の資産及び負債の定義の変更の可能性を議論する際に使用されることになる。

¹ SFAS 71 のガイダンスは、その後の修正及び関連するガイダンスとともに、現在では FASB 会計基準コード化体系の Topic 980「規制事業」に組み込まれている。

情報要請

IASB は、料金規制スキームの実例を求めている。今後の分析のための情報を得るために、アプローチの範囲及びこうしたスキームの共通の特性の両方を識別するのに役立てるためである。調査の焦点を絞るのに役立てるため、料金規制の要求のハイレベルの概要のみを求めている。特定の料金規制スキームについて我々がさらに調査することを決定したとした場合に、より詳細な情報をどこから入手できるのかを、回答に示していただくと有用である。

回答者がディスカッション・ペーパーにおいて我々が検討することが有用となると考える種類の料金規制（すなわち、何らかの影響が IFRS 財務諸表に関連性を有する可能性のある種類の料金規制）に焦点を当てていただくと非常に有用である。回答者が特定の種類の料金規制はディスカッション・ペーパーにおいて検討すべきではないと考える場合には、これを回答の中で示していただくことも有用である。

すべての質問に回答する必要はなく、また、料金規制の共通の特性についての調査に関連性があると考えられる追加的な事項があればコメントを推奨する。複数の料金規制スキームを扱いたい場合には、それぞれのスキームを別個に扱っていただくと有用である。

我々は **2013 年 5 月 30 日**までに受け取ったすべての回答を考慮する。

1. 規制対象の産業及びそれを考慮すべき理由

料金規制は広範囲であり、多くの法域にわたる産業に影響を与える。IFRS 財務諸表において、記述対象とする料金規制スキームの影響を認識することが、料金規制の影響に関する目的適合性のある情報を財務諸表利用者に提供することになると考えるかどうかを回答者が示していただくと有用である。どの産業に料金規制が関連するのかが分かれば、回答者が提供する情報を我々が理解しやすくなる。

質問 1

ディスカッション・ペーパーの中で検討することが有用（又は、該当がある場合には、検討することが有用でない）と回答者が考える種類の料金規制について、どのような種類の財又はサービスが、記述対象とする料金規制の対象となっているのか。

この情報を提供する際に、次のことをお答え願いたい。

- (a) 回答者は、料金規制機関、財務諸表作成者、監査人、利用者又はその他のいずれなのか（具体的に）。
- (b) 記述しようとしている料金規制は、どの法域におけるものなのか。
- (c) その法域は最近 IFRS を採用した法域なのかどうか。

(d) 料金規制対象の財又はサービスの主要な供給者（すなわち、料金規制対象企業）は、該当があれば回答者の会社も含めて、主として民間セクター企業、政府系企業又は料金規制機関に密接に関連したものはいずれなのか。

法域がまだ IFRS を採用していなくても、回答者の意見はやはり有用である。どのような国内 GAAP が適用されていて、料金規制スキームの影響が当該国内 GAAP に従ってどのように報告されているのかに関する情報を記載していただくと有用である。

2. 料金規制の目的

料金規制の目的は、多くの要因の影響を受ける。例えば、提供しようとする財又はサービスの性質、経済状況、環境要因などである。検討対象とする料金規制のハイレベルの目的を知ることは有用である。それらの目的が料金規制機関が用いる料金設定の仕組みの性質に影響を与えるからである。

料金規制の目的は時とともに変化する可能性がある。我々が最も関心があるのは回答者の現在の状況であるが、最近の変化又は代替的な目的に向けての動きがあったかどうかを示していただくと有用である。

質問 2

その料金規制の目的は何か、また、その目的は料金規制機関、料金規制対象企業及び顧客の相互関係にどのように影響を与えているか。

この情報を提供する際に、次のことをお答え願いたい。

- (a) 当該料金規制のハイレベルの目的は何か（例えば、価格を抑制すること、供給及び需要の水準に影響を与えること、あるいは競争を制限又は促進すること）
- (b) こうした目的が料金設定の仕組みにどのように反映されているか。例えば、次のことがどの程度行われているか。
- (i) 料金設定の仕組みが料金規制対象企業に「適正な収益率」を与えるように設計されているか（例えば、コストプラスの仕組み）それとも顧客にとってのコストの削減の方に重点があるのか（例えば、価格キャップ又は他のインセンティブに基づく仕組み）
 - (ii) コストと料金の関係に直接には関係しない目標を達成するインセンティブはあるか（例えば、効率性、サービス水準、インフラストラクチャー投資、供給能力又は信頼性の向上、代替資源の利用、顧客の需要若しくは利用の削減）
 - (iii) 当該料金規制は単価を固定するのか、それとも企業の価格設定に多少の弾力性を与えるのか（例えば、単価、総収益、全体の収益性のいずれかに基づく価格レンジ又はキャップを通じて）
 - (iv) 料金設定の仕組みの中に上記に含まれていない具体的な目的を反映した他の側面はあるか。

3. 料金規制により設定される権利及び義務

報告企業の経済的資源及び請求権の内容及び金額に関する情報は、利用者が報告企業の財務上の強みと弱みを識別するのに役立つ可能性がある²。どのような権利及び義務が料金規制により一般的に設定されるのかを理解することが我々にとって重要である。生じる可能性のある経済的資源及び請求権の種類をより明確に特定することができるようになるからである。現段階では、料金規制により創出される権利及び義務の事実関係の要約を我々は求めている。それらの権利及び義務を IFRS 財務諸表に資産及び負債として認識すべきかどうかの分析を回答者に求めてはいない。そうした分析はディスカッション・ペーパーを作成する際に行う。

質問 3

その料金規制はどのような種類の権利又は義務を創出するのか。

この情報を提供する際に、次のことをお答え願いたい。

- (a) 料金規制対象企業はその市場で営業を行う独占的な権利を有しているのかどうか
- (b) 企業がその市場で営業を行う権利が免許により設定されている場合には、
 - (i) その免許を取得するためのコストはあるか
 - (ii) その免許は取消し、更新又は移転が可能か
- (c) 競争はどのように排除又は促進されているのか
- (d) その権利又は義務はどのように表現されているのか。例えば、収益率の上限、企業固有のコストを回収する権利、認められた水準のコスト（企業に発生しているかどうかを問わず）を回収する権利、特定の種類のコストが発生した場合には無制限に回収する権利など。
- (e) 企業が料金規制の対象となっている財又はサービスの供給を停止することを選択できるかどうか。また、その場合に、
 - (i) これをどのように達成するのか
 - (ii) 企業にとってどのような結果となるのか

4. 権利及び義務の強制

料金規制対象企業の経済的資源又は当該企業に対する請求権を創出する可能性があるのは規制のどのような特性かを識別するのに役立つため、料金規制により設定される権利及び義務がそれぞれどのように強制され又は決済されるのかを我々が理解することが重要である。

² 「概念フレームワーク」の OB13 項

質問 4

質問 3 への回答で特定した権利又は義務について、料金規制対象企業はどのように権利を強制するのか、また料金規制機関は料金規制対象企業の義務の決済をどのように強制するのか。

この情報を提供する際に、次のことをお答え願いたい。

- (a) その料金規制は、算入可能なコストの回収の過小又は過大について遡及的に回収又は返還することを定めているか。その場合、これをどのように達成するのか。例えば、規制対象企業の外部の関係者（個々の顧客又は顧客グループ、料金規制機関あるいは政府など）との間で、現金の支払又は他の資産の移転を行うことを通じてなのか。
- (b) 当該権利及び義務は事業と分離可能か。
- (c) 企業が料金規制の対象となる財又はサービスの提供を停止した場合には、当該権利又は義務はどうなるのか。

5. コストと収益の差異の回収又は返還

我々の理解では、多くの料金規制スキームで、料金設定の仕組みが将来のコスト及び収益の見積りを実際の発生したコストとともに使用している。こうした状況で、料金規制機関は通常、料金規制対象企業が見積金額と実績金額との差異の記録を維持しなければならないと要求している。こうした差異の金額は、自動的にあるいは料金規制当局の承認により、合意された一定期間にわたって将来の料金計算に含めることを通じて回収又は返還が行われる。

こうした差異の金額が一般目的財務諸表に認識されるかどうかに関係なく、我々は料金規制が回収又は返還を確保する上での有効性（特に、規制対象である財又はサービスの需要に変動があった場合）についてもっと知りたいと考えている。

質問 5

その料金規制は算入可能なコストの回収の過大又は過小（すなわち、差異金額）の回収又は返還をどのように確保しているのか（該当がある場合）。こうした仕組みは当該金額を目標の期間内に回収又は返還する上で有効か。

この情報を提供する際に、次のことをお答え願いたい。

- (a) こうした差異金額の回収又は返還を追跡する仕組みはどのようなものか。
- (b) 料金規制の対象である財又はサービスの需要の予想外の変動について、料金設定の仕組みはそれをどのように調整するのか。
- (c) 差異金額の残高を増大させるような最近の動向があったか。その場合、
 - (i) これは料金規制の対象である財又はサービスの需要の増加又は減少が原因となったか。
 - (ii) その動向は正味の借方ポジション（すなわち、コストの過小回収）を生じたのか、それとも

正味の貸方ポジション（すなわち、コストの過大回収）を生じたのか

(iii) その差異金額の主な内訳はどのようなものか（すなわち、コスト又は収益の差異の主要な区分はどのようなものか）

書面での回答

IASB はこの RFI への回答を **2013 年 5 月 30 日**まで募集する。回答の提出についての指示は下記に掲載している。

<http://ifrs.org/Curent-Projects/IASB-Projects/Rate-regulated-activities/Request-for-information-March-2013/Pages/Request-for-information-and-comment-letters.aspx>

すべての回答は公開文書であり、我々のウェブサイトで公開される。